危険予防の方法（例）

１　煙火打揚等従事者は、公益社団法人日本煙火協会発行の煙火消費保安手帳を有する者とする。

２　立入禁止区域を設定すると共に、立入禁止区域に観客が立ち入らないための防護柵（カラーコーン、ロープ、バリケード等）を設け、警備員等を配置させる。

３　煙火の消費場所を含む地域に暴風警報が発令されているとき、又は、煙火の消費場所において地上風速　ｍ以上の強風が　　分間以上継続して吹いている場合は煙火消費を中断又は中止する。

４　立入禁止区域の安全が確認できない場合は、煙火消費を行わない。

５　煙火を運搬するときは、衝撃に対して安全な措置を講ずる。

６　煙火は使用前に検査し、異常のあるものは使用しない。

７　煙火置場、打揚筒の設置場所又は仕掛煙火の設置場所以外には、火薬類を存置しない。

８　その打揚に必要のない煙火は、打揚筒の設置場所に携行しない。

９　打揚筒の設置場所に携行した煙火は、容器に収納し、取り出しの都度完全に蓋又は覆いをする。

１０　煙火の消費中は、打揚火薬の計量をしない。

１１　煙火の消費場所付近に消火用水等を備え、消火のための準備をする。

１２　煙火打揚等従事者は、酒気を帯びさせない。

１３　煙火打揚等従事者は、肌を露出させないよう長袖を着用し、ヘルメットを着装する。

１４　未着火煙火及び黒玉が出た場合は、速やかに回収し処理する（筒内における不発は、多量の水を注入し、黒玉や燃え残りの星等は、速やかに回収し水に浸す。）

１５　打揚筒の使用中は、必要に応じてその内部を清掃する。

１６　落雷の危険のあるときは、点火玉及び電気導火線に係る作業を中止する等の措置を講ずる。

１７　煙火を煙火置場から出し入れする際は、火の粉が入らない状況を確認してから煙火の覆いシート等を開く。

１８　その他、火薬類取締法施行規則第５６条の４に規定する「煙火消費の技術上の基準」を遵守する。